

# オーストラリア：2020年国家緊急事態宣言法

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 海外立法情報調査室 内海 和美

## 目 次

はじめに

### I 2020年国家緊急事態宣言法制定の背景

- 1 大規模自然災害と連邦政府の権限
- 2 国家自然災害対策に関する王立委員会
- 3 2020年国家緊急事態宣言法の制定

### II 2020年国家緊急事態宣言法

- 1 構成
- 2 一部改正
- 3 概要

### III 2020年国家緊急事態宣言法の適用—2022年国家緊急事態（2022年NSW州洪水）宣言—

- 1 2022年国家緊急事態（2022年NSW州洪水）宣言の経緯
- 2 第14A条に基づく2022年宣言の見直し

おわりに

翻訳：2020年国家緊急事態宣言法

キーワード：国家緊急事態宣言、国家的に重大な被害、オールハザード・アプローチ、ヘンリー  
8世条項

## 要 旨

2020年12月、「2020年国家緊急事態宣言法」が制定された。オーストラリア南東部の州に甚大な被害をもたらした大規模森林火災(2019～2020年)を契機として設立された「国家自然災害対策に関する王立委員会」が連邦政府へ行った勧告の中で、国家緊急事態宣言に関する法律制定の必要性が指摘されており、それに対応したものである。

同法の目的は、自然災害等に対する州・準州政府の責任を前提としながらも、州・準州レベルでは効果的な対応や迅速な救援・復旧が困難な大規模自然災害が国家にもたらす影響に対して、連邦政府がより広い視野から州・準州政府を支援するための法的枠組みを構築することである。

同法については、2021年及び2022年に上院法務及び憲法問題常任委員会が行った見直しの中で、委任立法である国家緊急事態宣言に連邦議会の不承認を認めないこと、主要概念である「緊急事態」「連邦の利益」の定義がないこと等、様々な問題点が指摘された。

## はじめに

オーストラリアでは、例年、夏を迎えて気温が上がり、乾燥が続く12月頃から3月頃にかけて森林火災が発生しやすいとされる。特に、2019年は記録的な高温と乾燥に見舞われた年であり、同年7月頃<sup>(1)</sup>に発生した森林火災は、南東部の州(ヴィクトリア州、ニューサウスウェールズ州(以下「NSW州」という。)、クイーンズランド州(以下「QLD州」という。))を中心に大規模化して2020年2月頃まで続き、甚大な被害をもたらした。焼失面積は2400万ha(オーストラリアの面積の3.12%<sup>(2)</sup>)以上、少なくとも33人が命を失い、3,000戸以上の家屋が被害を受け、約30億匹の動物が犠牲となるか生息場所を失うなど、経済的損失は100億豪ドル<sup>(3)</sup>以上と言われている<sup>(4)</sup>。

本稿は、2020年12月に連邦議会で成立した、「2020年国家緊急事態宣言法」を取り上げる。同法は、2019～2020年の大規模森林火災を契機として設立された「国家自然災害対策に関する王立委員会」(I 2参照)が連邦政府に対して行った勧告への対応として制定された。

Iにおいて、大規模自然災害に対する連邦政府及び州・準州政府の権限や「国家自然災害対策に関する王立委員会」が行った勧告など、「2020年国家緊急事態宣言法」制定の背景を概観する。IIでは、同法の主要な内容について解説するとともに、これまで行われた同法の一部改

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年6月11日である。[ ]内は筆者による補記である。

(1) Royal Commission into National Natural Disaster Arrangements, *Interim observations*, 2020.8.31, pp.4-5. <<https://www.royalcommission.gov.au/system/files/2021-08/interim-observations-rcnda.pdf>>

(2) 2400万haは、24万km<sup>2</sup>。オーストラリアの面積は、769万2024km<sup>2</sup>である。「オーストラリア連邦(Commonwealth of Australia)基礎データ」2023年9月29日。外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/australia/data.html#section1>>

(3) 1豪ドルは、約99.6円(令和6年6月分報告省令レート)。

(4) Royal Commission into National Natural Disaster Arrangements, *Royal Commission into National Natural Disaster Arrangements Report*, 2020.10.28, p.5. <<https://www.royalcommission.gov.au/system/files/2020-12/Royal%20Commission%20into%20National%20Natural%20Disaster%20Arrangements%20-%20Report%20%20%5Baccessible%5D.pdf>>

正について触れる。Ⅲでは、同法に基づき実際に行われた国家緊急事態宣言とその評価を取り上げる。あわせて、同法の全訳を付す。

## I 2020年国家緊急事態宣言法制定の背景

### 1 大規模自然災害と連邦政府の権限

オーストラリア連邦憲法<sup>(5)</sup>（以下「連邦憲法」という。）は、大規模自然災害等の緊急事態に関する規定を有していないため、連邦政府に専属する防衛権限を除き、連邦憲法第51条<sup>(6)</sup>（連邦議会が立法権を有する事項）、第52条<sup>(7)</sup>（連邦議会が専属的に立法権を有する事項）に列挙される権限以外の事項については、州議会のみが立法権限を有することになる<sup>(8)</sup>。そのため各州は、大規模自然災害等、域内の緊急事態への対応を目的として、緊急事態管理法を整備している<sup>(9)</sup>。

他方、連邦政府は、州・準州が行う緊急事態の管理や同事態への対応を支援・補完するため、様々な連邦法に基づき、緊急事態発生時に行使できる権限・機能を有している<sup>(10)</sup>。しかし、このような連邦政府の権限・機能に関する規定は、自然災害の種類や緊急事態管理の段階（リスク軽減、備え、対応、復旧）ごとに、連邦政府、州・準州政府等の責任分担が異なるなど非常に複雑であり<sup>(11)</sup>、特に広範囲にわたる緊急事態に対して、対応の遅れを招く一因となると指摘されていた<sup>(12)</sup>。そのため、連邦政府が持つ権限・機能を明確にして統合し、新たな法的枠組み

(5) オーストラリア連邦憲法は、形式的には、英国議会により制定された「オーストラリア連邦憲法（Commonwealth of Australia Constitution Act 1900 (UK)）」という英国法の中に含まれている。「オーストラリア連邦憲法」は前文及び全9か条から成り、第9条に、全128か条から成るオーストラリア連邦憲法が掲げられている。山田邦夫「オーストラリアの憲法事情」『諸外国の憲法事情 3』（調査資料2003-2）国立国会図書館，2003，p.92。<<https://doi.org/10.11501/999538>>; Commonwealth of Australia Constitution Act (The Constitution). <<https://www.legislation.gov.au/C2004Q00685/latest/text>> 本稿において、連邦憲法の邦訳は、佐藤潤一「4 オーストラリア連邦」畑博行・小森田秋夫編『世界の憲法集 第5版』有信堂高文社，2018，pp.89-105による。なお、連邦憲法の中の「女王」の文言について、オーストラリア連邦憲法第2条（女王の継承者への準用）には、「この法律の女王に関する規定は、連合王国の主権を受け継ぐ女王陛下の継承者にも準用する。」と規定されている。

(6) 「[連邦] 議会の立法権」として、「諸外国との通商及び各州間の通商」（第1号）、「婚姻」（第21号）、「対外業務」（第29号）、「1州の州域外にわたる労働争議を防止し、及び解決するための調停及び仲裁」（第35号）等、第1号から第39号まで列挙されている。第51条の列挙事項は、連邦法と州法の競合事項であって、「州議会の権限でない」とされる場合には当たらないので、原則的には州議会による立法は妨げられない（連邦憲法第107条）。山田 同上，p.107。

(7) 連邦議会が法律を制定する専属的権限を有する事項として、①連邦政府の所在地及び公の目的のために連邦が取得した全ての土地、②この憲法が監督権を連邦の行政政府に移管した公務を担当する部門に関する事項、③その他、この憲法が議会の専属的権限と定める事項、の三つを掲げている。

(8) 山田邦夫「オーストラリア憲法と緊急権」『レファレンス』822号，2019.7，pp.10-11。<<https://doi.org/10.11501/11335491>>

(9) Emergency Management Act 1986, No.30 of 1986。<<https://content.legislation.vic.gov.au/sites/default/files/2023-12/86-30aa052-authorized.pdf>>; Emergency Management Act 2013, No.73 of 2013。<<https://content.legislation.vic.gov.au/sites/default/files/2023-12/13-73aa021-authorized.pdf>>（以上、ヴィクトリア州）。Disaster Management Act 2003, No.91 of 2003。<<https://www.legislation.qld.gov.au/view/pdf/asmade/act-2003-091>>（QLD州）ほか。

(10) Australian Human Rights Commission, “Review of National Emergency Declaration Act 2020 (Cth): Submission to the Senate Legal and Constitutional Affairs Legislation Committee,” 2021.3.24, p.3。<[https://humanrights.gov.au/sites/default/files/review\\_of\\_national\\_emergency\\_declaration\\_act\\_2020\\_submission\\_1\\_0.pdf](https://humanrights.gov.au/sites/default/files/review_of_national_emergency_declaration_act_2020_submission_1_0.pdf)>; Royal Commission into National Natural Disaster Arrangements, *op.cit.*(4), p.21。

(11) Royal Commission into National Natural Disaster Arrangements, *ibid.*, p.75。

(12) “National Emergency Declaration Bill 2020: Explanatory Memorandum,” House of Representatives, The Parliament of the Commonwealth of Australia, 2019-2020, p.4。<[https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r6647\\_ems\\_0ec75277-7108-4aac-8071-144fba8be733/upload\\_pdf/JC000691.pdf;fileType=application%2Fpdf](https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r6647_ems_0ec75277-7108-4aac-8071-144fba8be733/upload_pdf/JC000691.pdf;fileType=application%2Fpdf)>

を構築することが求められていた。

## 2 国家自然災害対策に関する王立委員会

2020年2月20日、2019～2020年の大規模森林火災の発生を契機として、「国家自然災害対策に関する王立委員会」<sup>(13)</sup>（以下「自然災害王立委員会」という。）が設立された。同委員会は、森林火災だけではなく、洪水、地震、サイクロン、高潮、土砂災害、津波等の自然災害一般に対して、連邦政府や州・準州政府がとるべき対応等を勧告することを任務としていた。

自然災害王立委員会は、2020年8月31日に中間報告<sup>(14)</sup>を、同年10月28日には最終報告書<sup>(15)</sup>（以下「報告書」という。）を総督（Governor-General）<sup>(16)</sup>に提出した。報告書は、同月30日に連邦議会へも提出された。

報告書は、全24章から成り、第3章～第22章、第24章において、合計80項目の勧告がなされた。特に「第5章 国家緊急事態宣言」の「勧告5.1」では、法律で緊急事態宣言の条項を設けることが勧告され、当該条項に含めるべき内容として、①自然災害の深刻さを伝えるため、連邦政府が公的な宣言を行う法的資格、②州及び準州の自然災害への対応及び復旧を支援するために、連邦政府機関を迅速に動員し、活動させるためのプロセス、③明確に定義された限定的状況において、州又は準州からの支援要請なく「連邦政府が」行動を起こす権限、の三つが示された<sup>(17)</sup>。

この勧告は、州・準州政府が、緊急事態の管理に関し主要な責任と説明責任を負うことに変更を加えるものではない。州・準州政府の責任を前提とした上で、2019～2020年の森林火災のような、州・準州レベルでは効果的な対応や迅速な救援・復旧が困難な大規模自然災害が国家にもたらす影響に対して、連邦政府がより広い視野から州・準州政府を支援することを目的としている。そのための手続的要件として、連邦政府が緊急事態宣言を行う法的枠組みの創設を求めたものである<sup>(18)</sup>。

(13) Royal Commission into National Natural Disaster Arrangements. なお、王立委員会とは、国家的重要事項に関する独立調査機関であり、「1902年王立委員会法（Royal Commissions Act 1902, No.12, 1902. <<https://www.legislation.gov.au/C1902A00012/latest/text>>）」に基づき、総督（後掲注(16)）が「開封勅許状（Letters Patent）」を発行し、設立される。特定事項の発生原因の解明、責任者の明確化、調査結果の公表、法律等の改正の勧告等を行う。“About Royal Commissions.” Royal Commissions website <<https://www.royalcommission.gov.au/about-royal-commissions>> なお、「開封勅許状」とは、「不動産・官職・特権・権限・特許権などの付与・授与のように他に広く知らせるため又は確認しやすくするために開封（patent）にして、国璽で認証された国王の書簡」である。小山貞夫編著『英米法律語辞典』研究社、2011、p.642。

(14) Royal Commission into National Natural Disaster Arrangements, *op.cit.*(1)

(15) Royal Commission into National Natural Disaster Arrangements, *op.cit.*(4) 自然災害王立委員会最終報告書で示された勧告への連邦政府の回答（2020年11月13日公表）は、次を参照。Department of the Prime Minister and Cabinet, Australian Government, “A national approach to national disasters: The Commonwealth Government response to the Royal Commission into National Natural Disaster Arrangements,” 2020.11. <<https://www.pmc.gov.au/sites/default/files/resource/download/national-approach-national-disasters.pdf>>

(16) 「総督」は、連邦憲法第2条に次のように規定される。「連邦総督は、女王が任命し、連邦における女王陛下の名代となる。連邦総督は、女王陛下が付与し給う女王の権能を有し、女王の御意にかなう限り、この憲法に従って、連邦においてその権能を行う」。なお、各州にも総督（州総督）が置かれているが、本稿で用いる「総督」は、全て「連邦総督」を指す。

(17) Royal Commission into National Natural Disaster Arrangements, *op.cit.*(4), p.36.

(18) *ibid.*, pp.6, 136. なお、自然災害王立委員会報告書に記載された80項目の勧告の実施状況について、2023年10月20日、中間報告が行われた。National Emergency Management Agency, Australian Government, “National Report: Royal Commission into National Natural Disaster Arrangements recommendations implementation status.” <<https://nema.gov.au/sites/default/files/inline-files/Royal%20Commission%20into%20National%20Natural%20Disaster%20Arrangements%20>

### 3 2020年国家緊急事態宣言法の制定

王立委員会の勧告を受け<sup>(19)</sup>、「勧告 5.1」を実行するための法律案が、2020年12月3日、連邦議会下院に提出された。同法律案は、同月9日、下院を通過し、翌10日に上院において可決され、「2020年国家緊急事態宣言法」<sup>(20)</sup>が制定された。同月15日に裁可（assent）<sup>(21)</sup>され、翌16日に施行された。

## II 2020年国家緊急事態宣言法

### 1 構成

2020年国家緊急事態宣言法（以下「国家緊急事態宣言法」という。）は、全4章20か条から成る。構成は、第1章「総則」（第1条～第10条）、第2章「国家緊急事態宣言」（第11条～第14A条）、第3章「国家緊急事態における行政〔手続〕上の要件の変更」（第15条）、第4章「その他の事項」（第16条～第19条）である。

### 2 一部改正

国家緊急事態宣言法は、6回<sup>(22)</sup>の一部改正が行われている。被改正条文は、第10条及び第15条である（表参照）。

---

recommendations%20implementation%20status.pdf> 同年12月14日、ワット（Murray Watt）危機管理担当大臣（Minister for Emergency Management）は、全80項目のうち、連邦政府のみを対象とした15項目の勧告（勧告 3.3, 3.4, 3.5, 3.6, 4.4, 5.1, 6.6, 7.2, 7.3, 9.4, 9.5, 13.5, 21.3, 24.1, 24.3）全てへの対応が完了したと発表した。2024年半ばに、最終報告書を作成し、連邦政府、州・準州政府が勧告を実施するために講じた措置について公表する予定となっている。“Royal Commission into National Natural Disaster Arrangements: Reports Overview.” National Emergency Management Agency website <<https://nema.gov.au/about-us/governance-and-reporting/reviews/royal-commission-natural-disaster>>

(19) 「勧告 5.1」に対して、連邦政府は全面的に支持（support and welcome）する旨を回答している。Department of the Prime Minister and Cabinet, Australian Government, *op.cit.*(15), p.11.

(20) National Emergency Declaration Act 2020, No.128, 2020. <<https://www.legislation.gov.au/C2020A00128/latest/text>> なお、法文中に「emergency」の定義はない（本文Ⅱ3（1）参照）。「state of emergency」を、「国に根本的な脅威をもたらす異常な状況に対応し、それを克服するために、行政府に例外的な権限が付与され、例外的な規則が適用される一時的な状態」と、「特定の緊急事態の種類の名称として用いられる場合」とを区別するため、前者を「非常事態」、後者を「緊急事態」と訳し分ける論文もある（例えば、越田崇夫『諸外国の憲法における緊急事態条項』（調査資料 2023-1-a 基本情報シリーズ 30）国立国会図書館, 2023, p.4. <<https://doi.org/10.11501/12998127>>）。そのため、越田論文では、「National Emergency Declaration Act 2020」について、「2020年国家非常事態宣言法」の訳語を用いている（同, p.34）。本稿では、同一法律内で同じ用語（emergency）を特に区別して用いる必要はないため、「緊急事態」で訳語を統一することとする。

(21) 法律案は、上下両院を通過後「女王の裁可を得るため連邦総督に提出され」、連邦総督が「女王の名において」裁可し、法律となる。連邦憲法第58条第1項。

(22) 本稿執筆時（2024年6月11日）現在。改正法の法律名・法律番号・裁可日は次のとおりである。① National Emergency Declaration (Consequential Amendments) Act 2020・No.129, 2020・2020.12.15、② Surveillance Legislation Amendment (Identify and Disrupt) Act 2021・No.98, 2021・2021.9.3、③ Security Legislation Amendment (Critical Infrastructure) Act 2021・No.124, 2021・2021.12.2、④ Social Security (Administration) Amendment (Repeal of Cashless Debit Card and Other Measures) Act 2022・No.39, 2022・2022.9.30、⑤ Treasury Laws Amendment (2022 Measures No.3) Act 2022・No.75, 2022・2022.12.5、⑥ National Anti-Corruption Commission (Consequential and Transitional Provisions) Act 2022・No.89, 2022・2022.12.12。①～⑥のうち、第10条改正関連は①、③、④、⑤、第15条改正関連は②、⑥である。なお、条文数は、改正後も制定時から変更はなく、全20か条である。

表 国家緊急事態宣言法の改正箇所

	改正前	改正後	改正法の法律番号
第 10 条			
「国家緊急事態法 (national emergency law)」の定義 za 号	〔下線部削除〕 section 49, 172, 196, 219 or 220 of the Radiocommunications Act 1992;	〔下線部追加〕 section 49, 196, 219, 220 or 269 of the Radiocommunications Act 1992;	No.129, 2020
同 zaa 号		〔追加〕 (zaa) section 35AB of the Security of Critical Infrastructure Act 2018;	No.124, 2021
同 zba 号	section 123SJ of the Social Security (Administration) Act 1999;	〔下線部追加〕 section 123SJ or 123SM of the Social Security (Administration) Act 1999;	No.39, 2022
同 zbb 号		〔追加〕 (zbb) section 123SP of the Social Security (Administration) Act 1999;	No.39, 2022
同 zc 号	〔削除〕 (zc) section 124PJ of the Social Security (Administration) Act 1999;		No.39, 2022
同 zda 号		〔追加〕 (zda) section 355-66 in Schedule 1 to the Taxation Administration Act 1953;	No.75, 2022
第 15 条			
第 8 項 a 号	Part IAA, IAAA, IAB, IAC, IC or ID of the Crimes Act 1914; or	〔下線部追加〕 Part IAA, IAAA, <u>IAAC</u> , IAB, IAC, IC or ID of the Crimes Act 1914; or	No.98, 2021
第 8 項 ge 号	〔削除〕 Law Enforcement Integrity Commissioner Act 2006	〔追加〕 National Anti-Corruption Commission Act 2022	No.89, 2022

(出典) 次の 2020 年国家緊急事態宣言法一部改正法を基に筆者作成。National Emergency Declaration (Consequential Amendments) Act 2020, No.129, 2020. <<https://www.legislation.gov.au/C2020A00129/latest/text>>; Surveillance Legislation Amendment (Identify and Disrupt) Act 2021, No.98, 2021. <<https://www.legislation.gov.au/C2021A00098/asmade/text>>; Security Legislation Amendment (Critical Infrastructure) Act 2021, No.124, 2021. <<https://www.legislation.gov.au/C2021A00124/asmade/text>>; Social Security (Administration) Amendment (Repeal of Cashless Debit Card and Other Measures) Act 2022, No.39, 2022. <<https://www.legislation.gov.au/C2022A00039/asmade/text>>; Treasury Laws Amendment (2022 Measures No.3) Act 2022, No.75, 2022. <<https://www.legislation.gov.au/C2022A00075/asmade/text>>; National Anti-Corruption Commission (Consequential and Transitional Provisions) Act 2022, No.89, 2022. <<https://www.legislation.gov.au/C2022A00089/latest/text>>

### 3 概要

#### (1) オールハザード・アプローチ (all hazards approach)

国家緊急事態宣言法は、「オールハザード・アプローチ」を採用している<sup>(23)</sup>。「オールハザード・アプローチ」とは、「様々な危機に満遍なく対応可能な体制整備をするべきだとする考え方や、様々な危機に対して一本化した方法で対応するべきとする考え方」に基づき、「自然災害や人為災害などの災害種類および災害の規模を問わず、全ての災害に『ひとつの組織行動原則』で対応する」ものである<sup>(24)</sup>。

そのため同法では、「緊急事態 (emergency)」の定義を行っていない。緊急事態の種類や原

(23) Senate, The Parliament of the Commonwealth of Australia, “National Emergency Declaration Bill 2020: Revised Explanatory Memorandum,” 2019-2020, p.4. <[https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r6647\\_ems\\_a0aa59ac-9164-461a-8f73-1370eec53075/upload\\_pdf/National%20Emergency%20Declaration%20Bill%202020\\_Revised%20Explanatory%20Memorandum.pdf;fileType=application%2Fpdf](https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r6647_ems_a0aa59ac-9164-461a-8f73-1370eec53075/upload_pdf/National%20Emergency%20Declaration%20Bill%202020_Revised%20Explanatory%20Memorandum.pdf;fileType=application%2Fpdf)>

(24) 永田尚三「欧州におけるオールハザード型危機管理体制の最新動向」『社会安全学研究』12巻, 2022.3, p.4. <[https://www.kansai-u.ac.jp/Fc\\_ss/center/study/pdf/bulletin012\\_1.pdf](https://www.kansai-u.ac.jp/Fc_ss/center/study/pdf/bulletin012_1.pdf)>

因にかかわらず、緊急事態が「国家的に重大な被害」(第10条)<sup>(25)</sup>をもたらし、もたらしつつあり、又はもたらす可能性がある場合に、国家緊急事態宣言を行うことができると規定した(第11条)。これは、新型コロナウイルス感染症パンデミックのような、これまでの経験や想像を超えた、予測不可能な緊急事態に対して、国家緊急事態宣言の枠組みが確実に適用されるためには、「緊急事態」を特定の種類に限定しない柔軟性が必要であると考えられたためである<sup>(26)</sup>。

なお、この「国家的に重大な被害」の要件により、国家緊急事態宣言は、緊急事態により引き起こされた被害の規模や結果が国家に重大な影響を及ぼすレベルにまで達しているような例外的な状況でのみ行われることになると見込まれている<sup>(27)</sup>。

## (2) 国家緊急事態宣言

連邦首相(以下「首相」という。)が、次の①～④の全てに該当すると認めた場合、総督は、国家緊急事態宣言を行うことができる。①オーストラリア国内外を問わず、緊急事態が最近発生し、発生しつつあり、又は発生する可能性があること、②当該緊急事態がオーストラリア国内又は沖合域において国家的に重大な被害をもたらし、もたらしつつあり、又はもたらす可能性があること、③次の(a)～(d)のいずれかに該当すること。(a)①及び②の要件に該当する州・準州政府からの要請、(b)(a)の要請を行うことが不可能なとき、(c)①及び②の要件に該当する緊急事態が、「連邦の利益(Commonwealth interest)」<sup>(28)</sup>に影響を及ぼし、及ぼしつつあり、又は及ぼす可能性があるとき、(d)①及び②の要件に該当する緊急事態の性質並びに国家的に重大な被害の性質及び深刻さに鑑み、国家緊急事態宣言を行うことが適切であるとき、④一又は二以上の国家緊急事態法(第10条「国家緊急事態法」の定義a号～zf号に列挙される。)の適用において、国家緊急事態宣言を行うことが望ましいとき(第11条第1項)。

上記③(a)の州・準州政府からの要請を要件としたのは、首相が、緊急事態による国家的に重大な被害の発生又は発生の可能性を把握することが困難な場合を想定し、対応の遅れを未然に防止するためである。ただし、③(b)～(d)の場合、例えば、緊急事態により州・準州政府が機能不全に陥った場合や通信ネットワークが切断され連絡を取ることができない場合、緊急性が高く州・準州政府からの要請を待つことが現実的ではない場合には、州・準州政府からの要請を待たず、国家緊急事態宣言を行うことができる。

国家緊急事態宣言を行う前に、首相は関係する州・準州政府と協議を行う義務があるが(第11条第2項)、③(a)の場合や州・準州政府が要請を行うことは不可能と首相が判断した場合は、協議を行わないことも認められる(同条第3項)。

国家緊急事態宣言の期間は最長3か月であるが(第11条第5項)、総督は、延長(第12条)や廃止(第14条)を行うことができる。

国家緊急事態宣言(延長、変更及び廃止を含む。)は「委任立法(legislative instrument)」<sup>(29)</sup>で

(25) 第10条に列挙される「国家的に重大な被害」とは、①個人又は個人の集団の生命又は健康(メンタルヘルスを含む。)に対する被害、②動物又は植物の生命又は健康に対する被害、③インフラストラクチャーを含む財産への損害、④環境に対する被害、⑤社会に必要な不可欠なサービスの中断である。

(26) Senate, The Parliament of the Commonwealth of Australia, *op.cit.*(23), p.13.

(27) *ibid.*, p.12.

(28) 「連邦の利益」も法文中に定義はないが、連邦政府の連邦憲法上の利益と権限の全てを反映していると解されている。*ibid.*, p.16.

(29) 「委任立法」は、「連邦立法管理簿(Federal Register of Legislation)」において「関連法令により権限を付与された個人又は団体(body)によって制定された、詳細事項に関する法規」と説明され、規則(regulation)、命令(rule)、

あるが、「2003年立法法」<sup>(30)</sup>（以下「立法法」という。）第42条（委任立法の不承認）は適用されない（国家緊急事態宣言法第11条第6項。ほかに、同様の規定は、第12条第5項、第13条第3項、第14条第2項にある。）。これは、国家緊急事態宣言の主要な目的が、オーストラリア社会に緊急事態の重大性を明確に伝え、緊急事態に関する連邦政府の役割と利用可能な法的権限について確実性を与えること<sup>(31)</sup>であることに鑑み、当該宣言が連邦議会により不承認とされることで、この目的が損なわれる可能性があるためである。また、当該宣言が不承認になる可能性を排除することにより、緊急事態に対応する政府機関等が迅速な活動を確実に行うことが可能になると考えられている<sup>(32)</sup>。

### (3) ヘンリー 8 世条項

「ヘンリー 8 世条項 (Henry VIII clause)」とは、大臣に対し、委任立法によって上位法令を修正する権限を与える条項をいう<sup>(33)</sup>。国家緊急事態宣言法第15条には、国家緊急事態宣言が効力を有する場合、当該宣言により影響を受ける連邦法の条項の所管大臣は、国民又は国民の一部に利益となる場合には、一定期間、当該条項の変更若しくは適用除外又は別の条項の適用を行うことができると規定されている（同条第2項～第7項）。変更や適用除外等を行うことができる事項は、同条第1項 a 号～j 号に限定的に列挙されている。具体的には、書面による情報の提供、署名、文書の提出、身元の確認等である。

同条は、火災や洪水等により被災した人々が、身分証明書等を提示できないため必要な支援を受けられない事態等を想定している。一定期間、通常必要とされる手続的要件を課さないことで、行政機関による支援を促進するとともに、国家緊急事態宣言により影響を受ける人々（被災者等）が支援を受けやすくなることを意図したものである<sup>(34)</sup>。

第15条第8項には、同条第1項～第7項が適用されない法律が列挙される。主に、強制力を伴う権限行使や監視機関の設立、その職務等に関する法律であり<sup>(35)</sup>、「1979年オーストラリア連邦警察法」<sup>(36)</sup>、「1979年オーストラリア治安情報機関法」<sup>(37)</sup>、「1976年オンブズマン法」<sup>(38)</sup>等が挙げられている（第15条第8項 a 号～h 号）。

---

決定 (determination) などが例示されている。“Federal Register of Legislation: Legislative instruments.” Australian Government website <<https://www.legislation.gov.au/legislative-instruments>> また、高橋和之ほか編集代表『法律学小辞典 第5版』有斐閣、2016, p.32 には、「法律の委任に基づいて立法府（議会）以外の機関が法規を制定すること、又はこのようにして制定された法規をいう。」との解説がある。

(30) Legislation Act 2003, No.139, 2003. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A01224/latest/text>> 同法第42条には、連邦議会の上下両院は、委任立法に対して不承認とすることができ、不承認となった委任立法は、効力を停止することが規定される。等雄一郎「オーストラリア連邦議会の行政統制と議会予算局の新設」『外国の立法』No.255, 2013.3, p.192. <<https://doi.org/10.11501/8111653>>

(31) Senate, The Parliament of the Commonwealth of Australia, *op.cit.*(23), p.17.

(32) *ibid.*

(33) 小熊美幸「イギリス議会における委任立法統制」『レファレンス』857号, 2022.5, pp.65-66. <<https://doi.org/10.11501/12289531>> なお、このような条項に「ヘンリー 8 世」という「愛称」が冠されるようになった理由は、同国王が「一般に専制君主政治の体現者であるとみなされているため」とする説もあるが、結局のところ、はっきりしない。同, p.65.

(34) Senate, The Parliament of the Commonwealth of Australia, *op.cit.*(23), pp.22-23.

(35) *ibid.*, p.25.

(36) Australian Federal Police Act 1979, No.58, 1979. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A02068/latest/text>>

(37) Australian Security Intelligence Organisation Act 1979, No.113, 1979. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A02123/latest/text>>

(38) Ombudsman Act 1976, No.181, 1976. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A01611/latest/text>>



#### (4) 緊急事態の管理に必要な情報の提供

首相は、国家緊急事態宣言が効力を有する間、連邦政府機関に対して書面による通知を行い、国家緊急事態宣言の対象となる緊急事態に備え、対応し、又は「当該緊急事態から」復旧する目的のため、当該連邦政府機関が保有する医薬品やその他の必需品の備蓄状況、資産、連邦が取り得る行動の選択肢・勧告に関する情報を提供するように要求することができる（第16条）。

この首相の権限は、緊急事態への対応や、緊急事態からの復旧を支援するために連邦政府が利用可能な資産・資源等を迅速かつ包括的に把握できるようにすることに法的根拠を付与するために規定された<sup>(39)</sup>。

#### (5) 国家緊急事態宣言法及び国家緊急事態宣言に関する見直し・報告

第18条は、国家緊急事態宣言法の運用の見直しについて、上院法務及び憲法問題常任委員会（以下「上院委員会」という。）から上院への報告を義務付けている。同条a号では2021年6月30日までの見直し（この見直し結果をまとめた報告書<sup>(40)</sup>を、以下「第18条報告書」という。）、b号では同法施行日（2020年12月16日）の5年後（2025年12月16日）までに開始する見直しを規定する。

国家緊急事態宣言が行われた場合、当該宣言が効力を失った後速やかに、国家緊急事態法（第10条「国家緊急事態法」の定義a号～zf号に列挙される。）に基づく権限の行使、職務の遂行について、それぞれの国家緊急事態法の執行に責任を有する大臣は、国家緊急事態宣言法の所管大臣（内務大臣（Minister for Home Affairs））に報告書を提出しなければならない（第17条）。

さらに、第14A条では、総督が国家緊急事態宣言を行うたびに、上院委員会は、当該宣言から1年後までに宣言の見直しを開始し、見直し完了後速やかに結果（この見直し結果をまとめた報告書を、以下「第14A条報告書」という。）を上院に報告しなければならないと規定する。この規定は、個々の国家緊急事態宣言と、それを引き起こした個別状況との関連の中で同宣言の枠組みの有効性を評価していくことで、枠組みの改善につなげることを目的とする<sup>(41)</sup>。

### Ⅲ 2020年国家緊急事態宣言法の適用—2022年国家緊急事態（2022年NSW州洪水）宣言—

#### 1 2022年国家緊急事態（2022年NSW州洪水）宣言の経緯

2022年2月22日から同年3月7日にかけて、NSW州及びQLD州は大雨に見舞われ、大規

(39) Senate, The Parliament of the Commonwealth of Australia, *op.cit.*(23), p.26.

(40) Senate, “Legal and Constitutional Affairs Legislation Committee: National Emergency Declaration Act 2020,” 2021.6. <[https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/committees/reportsen/024662/toc\\_pdf/NationalEmergencyDeclarationAct2020.pdf;fileType=application%2Fpdf](https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/committees/reportsen/024662/toc_pdf/NationalEmergencyDeclarationAct2020.pdf;fileType=application%2Fpdf)> この報告書（2021年6月30日、上院へ提出）の構成は、二つの勧告（①国家緊急事態宣言法第12条第5項を削除し、3か月を超える宣言期間の延長を議会による不承認の対象とすること、②上院はこの報告書に留意すること。）、第1章（国家緊急事態宣言法の背景及び概要）、第2章（主要論点についての検討）、労働党及び緑の党からの追加意見（それぞれの立場からの勧告案を含む。）、付録となっている。報告書の第2章の中で、「緊急事態（emergency）」、「連邦の利益（Commonwealth interest）」の定義がないこと、及び「国家的に重大な被害（nationally significant harm）」の定義も、対象とする範囲が広いことや明確な境界を設けることが困難であることについて、懸念が表明された。*ibid.*, pp.12-14.

(41) Senate, The Parliament of the Commonwealth of Australia, *op.cit.*(23), p.21.

模な洪水が発生した。「オーストラリア史上最も深刻」と言われたこの災害により、NSW州だけで、21人の犠牲者、22,200件の支援要請、2,046件の洪水からの救助要請が行われた<sup>(42)</sup>。3月9日、モリソン（Scott Morrison）首相（当時）は、ハーレイ（David Hurley）総督（当時）に国家緊急事態宣言を行うよう助言する意向であることを表明し、11日、総督は国家緊急事態宣言（「2022年国家緊急事態（2022年NSW州洪水）宣言」<sup>(43)</sup>。以下「2022年宣言」という。）を行った。効力を有する期間は2022年3月11日から3か月間（同年6月10日まで）である。これが、国家緊急事態宣言法に基づき国家緊急事態宣言が行われた最初のケースとなった。

## 2 第14A条に基づく2022年宣言の見直し

2022年8月25日、上院委員会は第14A条に基づき、2022年宣言の見直しを開始した。見直し結果をまとめた第14A条報告書<sup>(44)</sup>は、2023年2月8日、上院へ提出された。

上院委員会は、同報告書において、主に次のような指摘を行った。

### (1) 国家緊急事態宣言法に基づき行われた決定に対する連邦議会による監視の重要性

上院委員会は、第18条報告書（2021年6月）に掲載されていた野党労働党（当時）が同委員会に提出した勧告案<sup>(45)</sup>に言及し、上院が改めて注意喚起すべきことを指摘した<sup>(46)</sup>。労働党の勧告案には、①委任立法（国家緊急事態宣言及びその延長）に対する立法法第42条（不承認）の適用除外を定めた国家緊急事態宣言法第11条第6項及び第12条第5項を削除し、国家緊急事態宣言及びその延長を、通常の委任立法同様、議会による不承認の対象とすること、②第15条（ヘンリー8世条項）に基づき行われた決定を、より厳格な議会の監視対象とすること<sup>(47)</sup>、③国家緊急事態宣言が行われた場合、連邦議会に、国家緊急事態法の適用に焦点を当てた特別委員会の設置を義務付けることなどが含まれていた<sup>(48)</sup>。

### (2) 「国家的に重大な被害」の定義が広範であること

総督が、首相の助言に基づき国家緊急事態宣言を行うためには、州・準州からの要請（第11条第1項c号(i)）が必要となる。要請がない場合は、緊急事態が「連邦の利益」へ影響を及ぼすこと（同号(iii)）又は「国家的に重大な被害」の性質・深刻さから宣言を行うことが適切であること（同号(iv)）に該当する必要がある。

2022年宣言の際は、洪水の被害に見舞われたNSW州、QLD州の両政府から国家緊急事態宣言の要請が行われなかった。首相が両州政府との協議（第11条第2項）を行うと表明した時点（2022年3月9日）では、両州政府とも、宣言はもはや必要ではなく、自州で十分対応

(42) Senate, “Legal and Constitutional Affairs Legislation Committee: National Emergency (2022 New South Wales Floods) Declaration 2022,” 2023.2, pp.4-5. <[https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/committees/reportsen/024965/toc\\_pdf/NationalEmergency\(2022NewSouthWalesFloods\)Declaration2022.pdf;fileType=application%2Fpdf](https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/committees/reportsen/024965/toc_pdf/NationalEmergency(2022NewSouthWalesFloods)Declaration2022.pdf;fileType=application%2Fpdf)>

(43) National Emergency (2022 New South Wales Floods) Declaration 2022, 2022.3.11. <<https://www.legislation.gov.au/F2022L00312/asmade/text>> なお、2022年宣言以降、国家緊急事態宣言は行われていない（2024年6月11日現在）。

(44) Senate, *op.cit.*(42)

(45) Senate, *op.cit.*(40)

(46) Senate, *op.cit.*(42), p.11; Senate, *op.cit.*(40), p.33.

(47) 具体的には、緊急事態のため、国家緊急事態宣言が行われてから合理的期間内に議会を開会できないと大臣が認めた場合でなければ、大臣は、第15条に基づく決定を行うことができないと規定すること等である。Senate, *op.cit.*(40), p.33; Australian Human Rights Commission, *op.cit.*(10), p.4.

(48) Senate, *op.cit.*(42), p.11; Senate, *op.cit.*(40), pp.30, 33.

可能と考えていたためである<sup>(49)</sup>。

上院委員会は、2022年宣言が、「国家的に重大な被害」の要件を満たすことを認めながらも、「国家的に重大な被害」の定義が広範であることが、このような連邦政府と両州政府の対応の違いの一因となっているとして、首相が国家緊急事態宣言を総督に助言する前に、連邦政府は「連邦の利害」や緊急事態がもたらす「国家的に重大な被害」の特定に細心の注意を払うべきであると提言した<sup>(50)</sup>。

## おわりに

上院委員会による国家緊急事態宣言法の見直しは、2021年2月4日に開始され、同年6月30日、第18条報告書が上院に提出された。また、同委員会が行った2022年宣言の見直しに関しては、2023年2月8日、第14A条報告書が上院に提出された。

上院委員会が取りまとめたこれら二つの報告書で指摘された事項には、委任立法である国家緊急事態宣言に対し立法法第42条を適用除外とすることへの懸念、主要概念の定義が存在しないこと（「緊急事態」「連邦の利益」）、定義は存在するが、広範なため解釈の相違を生じる危険性があること（「国家的に重大な被害」）など、共通してみられるものと、2022年宣言をめぐる実際の対応を経て明らかになった事項（緊急事態の管理において重要となる、連邦政府と州・準州政府間の調整・協力が円滑に行われたか疑問があること、国家緊急事態宣言の期間（3か月間）は適切であったか等）がある。

国家緊急事態宣言法及び2022年宣言に関しては、上院委員会報告書の作成に向けて、複数の機関から意見が提出された<sup>(51)</sup>。

これらにより、国家緊急事態宣言法の様々な課題が明らかとなってきた一方で、これまで行われた同法の改正は、第10条の「国家緊急事態法」に該当する法令の条項及び第15条第8項のヘンリー8世条項が適用されない法律の条項の追加及び削除にとどまっている。

国家緊急事態宣言法第18条b号では、同法施行から5年後となる2025年12月16日までに、同法運用の更なる見直しを開始することが義務付けられている。この見直しにおいて、これまで明らかになった課題を踏まえ、国家緊急事態宣言の枠組みの改善について、どこまで踏み込んだ勧告がなされるのか注目したい。

(うちうみ かずみ)

(49) Senate, *op.cit.*(42), p.7.

(50) *ibid.*, p.8. NSW州は以前から、国家緊急事態宣言法に「連邦の利益」の定義がないことや、「国家的に重大な被害」という言葉の対象範囲の広さが解釈の違いを招くことを懸念していた。Senate, *op.cit.*(40), pp.14-15.

(51) 例えば、2022年宣言に関して、内務省、首相内閣省（Department of the Prime Minister and Cabinet）及び国家緊急事態管理庁（National Emergency Management Agency）が合同で上院委員会に提出した意見書として、Department of Home Affairs, Australian Government, “Joint agency submission to the Review of the National Emergency (2022 New South Wales) Declaration 2022: Senate Standing Committee on Legal and Constitutional Affairs,” 2022.9.28. Parliament of Australia website <[https://www.aph.gov.au/Parliamentary\\_Business/Committees/Senate/Legal\\_and\\_Constitutional\\_Affairs/NSWFloods22/Submissions](https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Senate/Legal_and_Constitutional_Affairs/NSWFloods22/Submissions)> がある。第18条第1項に基づく見直しについては、16の機関から意見が寄せられた。Senate, *op.cit.*(40), p.37.



# 2020 年国家緊急事態宣言法

National Emergency Declaration Act 2020, No.128, 2020

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 海外立法情報調査室 内海 和美訳

## 【目次】

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 10 条）
- 第 2 章 国家緊急事態宣言（第 11 条～第 14A 条）
- 第 3 章 国家緊急事態における行政〔手続〕上の要件の変更（第 15 条）
- 第 4 章 その他の事項（第 16 条～第 19 条）

国家緊急事態の宣言及び関連する目的のために制定された法律

## 第 1 章 総則

### 第 1 節 通則

#### 第 1 条 略称

この法律は、「2020 年国家緊急事態宣言法」である。

#### 第 2 条 施行

- (1) 本表の第 1 欄に掲げるこの法律の各条項は、本表の第 2 欄に従い施行し、又は施行したものとみなされる。第 2 欄の他のいずれの記載事項も、その条件に従い効力を有する。

#### 施行情報

第 1 欄 条項	第 2 欄 施行	第 3 欄 日付／詳細
1. この法律の全条項	この法律が裁可を受けた日の翌日	2020 年 12 月 16 日

備考 本表は、この法律の当初制定された条項のみに関するものである。本表は、以後におけるこの法律のいずれの改正に対応するためにも、改められることはない。

- (2) 本表の第 3 欄のいずれの情報も、この法律の一部ではない。この法律のいずれの公開版においても、情報がこの欄に挿入され、又はこの欄の情報が編集され得るものとする。

\* この翻訳は、National Emergency Declaration Act 2020, No.128, 2020. <<https://www.legislation.gov.au/C2020A00128/latest/text>> を訳出したものである。同法は制定後 6 回（改正法の法律番号は次のとおり。① No.129, 2020、② No.98, 2021、③ No.124, 2021、④ No.39, 2022、⑤ No.75, 2022、⑥ No.89, 2022）の一部改正が行われおり、⑥までを反映した版（Compilation No.7, Compilation date:1 July 2023, Includes amendments up to: Act No.89, 2022）から訳出を行った。法律本文の中でイタリックで表記された箇所は訳文では「」を補い、太字で表記された箇所は訳文ではゴシックで表記した。〔 〕内は原語の補記又は訳者による訳語の補記である。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 6 月 11 日である。

### 第3条 この法律の目的

- (1) この法律の目的は、国家的に重大な被害をもたらし、又はもたらすおそれのある緊急事態に備え、対応し、及び〔当該緊急事態から〕復旧するに際しての連邦の役割を明確にし、強化することである。
- (2) この目的は、連邦が当該緊急事態に備え、対応し、及び〔当該緊急事態から〕復旧するための資源を動員することを可能にする国家緊急事態宣言を行うことについて規定することにより達成される。

### 第4条 この法律の概要

総督<sup>(1)</sup> [Governor-General] は、特定の状況において、国家緊急事態宣言と称する宣言を行うことができる〔この特定の状況には、〕緊急事態（オーストラリア国内又は国外のいずれで発生したかを問わない。）が、オーストラリア国内又は同国の沖合域において、国家的に重大な被害をもたらしていると首相が認めた場合が含まれる。

国家緊急事態宣言が効力を有する場合には、大臣は、一定の条件 [conditions] が満たされたとき、連邦法の特定の条項を定められた方法で改定することを決定することができる。

改定される可能性のある条項には、ある者に対し、署名又は連邦政府機関への事項の報告を求める条項が含まれる。

国家緊急事態宣言が効力を有する場合には、首相は、緊急事態に備え、対応し、又は〔当該緊急事態から〕復旧することに資する情報を提供するように、連邦省庁の次官等に要請することができる。

国家緊急事態宣言は、他の連邦法（国家緊急事態法と称する。）の適用においても効力を有する。上記の法律は、国家緊急事態宣言が効力を有する場合には、特定の権限の行使又は職務の遂行が可能であることを規定する。これらの権限の行使又は職務の遂行が行われた場合には、関連する国家緊急事態法の執行に責任を有する大臣は、連邦議会に提出するために、〔当該権限の行使又は職務の遂行〕に関する報告書を作成し、この法律を執行する大臣に提出しなければならない。

〔連邦議会〕上院委員会は、この法律の施行後直ちに、同法の適用について見直しを開始し、〔施行後〕5年以内に、同法の適用について更なる見直しを開始しなければならない。上院委員会は、それぞれの国家緊急事態宣言が行われた日から1年後までに、当該宣言についても見直しを開始しなければならない。

### 第5条 国王に対する拘束

この法律は、国王<sup>(2)</sup> [the Crown] のそれぞれの能力について、国王を拘束する。

- (1) 「総督」の権限について、オーストラリア連邦憲法の規定は次のとおりである。「連邦総督は、女王が任命し、連邦における女王陛下の名代となる。連邦総督は、女王陛下が付与し給う女王の権能を有し、女王の御意にかなう限り、この憲法に従って、連邦においてその権能を行う。」（第2条 連邦総督）、「連邦の行政権は、女王に属し、女王の名代としての連邦総督がこれを行行使する。」（第61条 行政権）。佐藤潤一「4 オーストラリア連邦」畑博行・小森田秋夫編『世界の憲法集 第5版』有信堂高文社、2018、pp.90, 97。オーストラリア連邦憲法の中の「女王」の文言について、「オーストラリア連邦の憲法を制定する法律（オーストラリア連邦憲法法）」第2条（女王の継承者への準用）には、「この法律の女王に関する規定は、連合王国の主権を受け継ぐ女王陛下の継承者にも準用する。」と規定されている。同、p.89。なお、オーストラリア連邦憲法制定（1900年7月9日）時の「女王」は、ヴィクトリア（Victoria）女王である。
- (2) 「国王」とは、国王個人ではなく、「国家」又は「政府」を意味する。David Torrance, “The Crown and the constitution,” House of Commons Library, 2023.11.14, p.6. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8885/CBP-8885.pdf>>

**第6条 外地準州への拡張**

この法律は、外地準州に及ぶものとする。

**第7条 オーストラリア沖合域への拡張**

この法律は、オーストラリア沖合域に及ぶものとする。

**第8条 連邦の行政権**

この法律は、連邦の行政権を黙示的に制限するものではない。

**第9条 州及び準州法の同時適用**

この法律は、同法と同時に適用可能な州法又は準州法の適用を除外し、又は制限するものではない。

**第2節 定義****第10条 定義**

この法律において、[次のとおり定義する。]

「オーストラリア」[Australia] は、地理的な意味で用いられる場合には、外地準州を含むものとする。

「オーストラリア沖合域」[Australia offshore area] とは、次の各号に掲げる区域をいう [。これには、] 当該各号に掲げる区域の上空が含まれる。

- (a) オーストラリアの領海の陸地側の水域であって、州の境界内にないもの
- (b) オーストラリアの領海
- (c) オーストラリアの排他的経済水域
- (d) オーストラリアの大陸棚上の海域

「緊急事態管理」[emergency management] とは、緊急事態の発生前、発生している間又は発生直後に行われる、次のいずれかの [活動] をいう。

- (a) 緊急事態のリスク軽減
- (b) 緊急事態への備え
- (c) 緊急事態への対応
- (d) 緊急事態からの復旧

「連邦法」[law of the Commonwealth] には、外地準州又はジャービス湾特別地域<sup>(3)</sup>の受領、管理又は統治を規定する法律であるために効力を有する限りにおいて、当該準州等において効力を有する法律が含まれる。

「国家緊急事態宣言」[national emergency declaration]：第11条第1項参照

「国家緊急事態法」[national emergency law] とは、次に掲げる [法令の条項] をいう<sup>(4)</sup>。

(3) オーストラリア南東部にある連邦直轄区域。連邦直轄区域はほかに、クリスマス島 (Christmas Island)、ココス (キーリング) 諸島 (Cocos (Keeling) Islands)、ノーフォーク島 (Norfolk Island) 等がある。連邦直轄区域については、オーストラリア連邦憲法第122条 (諸地域の統治) において、「議会は、州が移譲し、かつ連邦が受領した領域、女王が連邦の支配下に置くものとし、かつ連邦が受領した領域、またはその他の方法によって連邦が取得した領域を統治するために、法律を制定することができる。」と規定される。佐藤 前掲注 (1), p.103.

(4) 掲げられている条項は、例えば、緊急事態時に、夜間離着陸禁止時間帯における航空機の離着陸を可能にするもの (b号)、緊急事態宣言が行われたときに、国に意匠の使用を認めるもの (m号)、緊急事態時に規制対象物質の海洋投棄・焼却を許可するもの (p号) 等、各法令中にある緊急事態に関する条項である。

- (a) この法律の第 15 条又は第 16 条
- (b) 「2000 年アデレード空港夜間離着陸禁止法」<sup>(5)</sup> 第 16 条
- (c) 「2018 年航空（エッセンドン・フィールズ空港）規則」<sup>(6)</sup> 第 14 条
- (d) 「2018 年航空（ゴールド・コースト空港夜間離着陸禁止）規則」<sup>(7)</sup> 第 17 条
- (e) 「1996 年空港法」<sup>(8)</sup> 第 250 条
- (f) 「2019 年航空業務規則」<sup>(9)</sup> 第 20 条
- (g) 「2004 年航空運輸安全法」<sup>(10)</sup> 第 4 章第 7 節
- (h) 「2012 年クリスマス島緊急事態管理令」<sup>(11)</sup> 第 16A 条又は第 17 条
- (i) 「1998 年民間航空安全規則」<sup>(12)</sup> 第 11.185 条
- (j) 「2012 年ココス（キーリング）諸島緊急事態管理令」<sup>(13)</sup> 第 16A 条又は第 17 条
- (k) 「2010 年競争及び消費者法」<sup>(14)</sup> 第 88 条又は第 90 条
- (l) 「1914 年刑法」<sup>(15)</sup> 第 23YUF 条
- (m) 「2003 年意匠法」<sup>(16)</sup> 第 96A 条
- (n) 「2001 年災害及び緊急事態管理法（ノーフォーク島）」<sup>(17)</sup> 第 9 条
- (o) 「1999 年環境保護及び生物多様性保全法」<sup>(18)</sup> 第 28 条又は第 158 条
- (p) 「1981 年環境保護（海洋投棄）法」<sup>(19)</sup> 第 19 条
- (q) 「1997 年所得税法」<sup>(20)</sup> 第 30-45A 条
- (r) 「2019 年工業化学物質法」<sup>(21)</sup> 第 67 条
- (s) 「2015 年ジャービス湾特別地域緊急事態管理令」<sup>(22)</sup> 第 15 条
- (t) 「1984 年液体燃料緊急事態法」<sup>(23)</sup> 第 16 条
- (u) 「2003 年海上輸送及び沖合施設安全法」<sup>(24)</sup> 第 33 条

- 
- (5) Adelaide Airport Curfew Act 2000, No.29, 2000. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A00621/latest/text>>
  - (6) Air Navigation (Essendon Fields Airport) Regulations 2018. <<https://www.legislation.gov.au/F2018L01687/latest/text>>
  - (7) Air Navigation (Gold Coast Airport Curfew) Regulations 2018. <<https://www.legislation.gov.au/F2018L01688/latest/text>>
  - (8) Airports Act 1996, No.42, 1996. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A05061/latest/text>>
  - (9) Air Services Regulations 2019. <<https://www.legislation.gov.au/F2019L00371/latest/text>>
  - (10) Aviation Transport Security Act 2004, No.8, 2004. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A01242/latest/text>>
  - (11) Christmas Island Emergency Management Ordinance 2012, Ordinance No.1, 2012. <<https://www.legislation.gov.au/F2012L02038/latest/text>>
  - (12) Civil Aviation Safety Regulations 1998, Statutory Rules No.237, 1998. <<https://www.legislation.gov.au/F1998B00220/latest/text>>
  - (13) Cocos (Keeling) Islands Emergency Management Ordinance 2012, Ordinance No.2, 2012. <<https://www.legislation.gov.au/F2012L02040/latest/text>>
  - (14) Competition and Consumer Act 2010, No.51, 1974. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A00109/latest/text>>
  - (15) Crimes Act 1914, No.12, 1914. <<https://www.legislation.gov.au/C1914A00012/latest/text>>
  - (16) Designs Act 2003, No.147, 2003. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A01232/latest/text>>
  - (17) Disaster and Emergency Management Act 2001 (Norfolk Island), Act No.5 of 2001. <<https://norfolkisland.gov.nf/sites/default/files/public/documents/Pre2015Legis/NumberedActs/2001/DisasterandEmergencyManagementAct2001.pdf>>
  - (18) Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999, No.91, 1999. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A00485/latest/text>>
  - (19) Environment Protection (Sea Dumping) Act 1981, No.101, 1981. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A02478/latest/text>>
  - (20) Income Tax Assessment Act 1997, No.38, 1997. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A05138/latest/text>>
  - (21) Industrial Chemicals Act 2019, No.12, 2019. <<https://www.legislation.gov.au/C2019A00012/latest/text>>
  - (22) Jervis Bay Territory Emergency Management Ordinance 2015, Ordinance No.1, 2015. <<https://www.legislation.gov.au/F2015L00774/latest/text>>
  - (23) Liquid Fuel Emergency Act 1984, No.5, 1984. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A02869/latest/text>>
  - (24) Maritime Transport and Offshore Facilities Security Act 2003, No.131, 2003. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A01216/latest/text>>



- (v) 「1953 年国民健康法」<sup>(25)</sup> 第 86E 条
- (w) 「2007 年国民健康安全法」<sup>(26)</sup> 第 2 章及び第 60A 条
- (x) 「2006 年沖合石油及び温室効果ガス貯留法」<sup>(27)</sup> 附則第 2A 第 2A 条
- (y) 「1990 年特許法」<sup>(28)</sup> 第 163A 条
- (z) 「1988 年プライバシー法」<sup>(29)</sup> 第 80J 条
- (za) 「1992 年無線通信法」<sup>(30)</sup> 第 49 条、第 196 条、第 219 条、第 220 条又は第 269 条
- (zaa) 「2018 年重要インフラストラクチャー安全保障法」<sup>(31)</sup> 第 35AB 条
- (zb) 「1991 年社会保障法」<sup>(32)</sup> 第 36 条又は第 36A 条
- (zba) 「1999 年社会保障（管理）法」<sup>(33)</sup> 第 123SJ 条又は第 123SM 条
- (zbb) 「1999 年社会保障（管理）法」第 123SP 条
- (zd) 「1995 年シドニー空港夜間離着陸禁止法」<sup>(34)</sup> 第 18 条
- (zda) 「1953 年税制管理法」<sup>(35)</sup> 附則第 1 第 355-66 条
- (ze) 「1997 年電気通信法」<sup>(36)</sup> 第 313 条
- (zf) 「1989 年薬品・医薬品法」<sup>(37)</sup> 第 18A 条、第 32CB 条又は第 41GS 条

「国家的に重大な被害」[nationally significant harm] とは、次に掲げるものをいう。

- (a) その規模 [から] 又は結果的に、国全体へ重大な影響をもたらし、かつ
- (b) 次のいずれかに該当するもの
  - (i) 個人又は個人の集団の生命又は健康（メンタルヘルスを含む。）に対する被害
  - (ii) 動物又は植物の生命又は健康に対する被害
  - (iii) インフラストラクチャーを含む財産への損害
  - (iv) 環境に対する被害
  - (v) [社会に] 必要不可欠なサービス [essential service] の中断

## 第 2 章 国家緊急事態宣言

### 第 11 条 総督は国家緊急事態宣言を行うことができる

「国家緊急事態宣言を行うための条件 [conditions]」

- (1) 首相が次に掲げる条件の全てに該当すると認めた場合には、総督は、宣言（「国家緊急事態宣言」）を行うことができる。

(25) National Health Act 1953, No.95, 1953. <<https://www.legislation.gov.au/C1953A00095/latest/text>>

(26) National Health Security Act 2007, No.174, 2007. <<https://www.legislation.gov.au/C2007A00174/latest/text>>

(27) Offshore Petroleum and Greenhouse Gas Storage Act 2006, No.14, 2006. <<https://www.legislation.gov.au/C2006A00014/latest/text>>

(28) Patents Act 1990, No.83, 1990. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A04014/latest/text>>

(29) Privacy Act 1988, No.119, 1988. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A03712/latest/text>>

(30) Radiocommunications Act 1992, No.174, 1992. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A04465/latest/text>>

(31) Security of Critical Infrastructure Act 2018, No.29, 2018. <<https://www.legislation.gov.au/C2018A00029/latest/text>>

(32) Social Security Act 1991, No.46, 1991. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A04121/latest/text>>

(33) Social Security (Administration) Act 1999, No.191, 1999. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A00580/latest/text>>

(34) Sydney Airport Curfew Act 1995, No.134, 1995. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A04984/latest/text>>

(35) Taxation Administration Act 1953, No.1, 1953. <<https://www.legislation.gov.au/C1953A00001/latest/text>>

(36) Telecommunications Act 1997, No.47, 1997. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A05145/latest/text>>

(37) Therapeutic Goods Act 1989, No.21, 1990. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A03952/latest/text>>

- (a) 緊急事態（オーストラリア国内又は国外のいずれ〔で発生した〕かを問わない。）が、最近発生し、発生しつつあり、又は発生する可能性があるとき。
  - (b) 当該緊急事態が、オーストラリア国内又は同国の沖合域において国家的に重大な被害をもたらし、もたらしつつあり、又はもたらす可能性があるとき。
  - (c) 次のいずれかに該当するとき。
    - (i) 当該緊急事態が国家的に重大な被害をもたらし、もたらしつつあり、又はもたらす可能性のある各州及び各準州の政府が、書面により当該宣言を行うことを要請したとき。
    - (ii) 当該緊急事態のため、本号 (i) により要請を行うことが不可能なとき。
    - (iii) 当該緊急事態が、連邦の利益に影響を及ぼし、及ぼしつつあり、又は及ぼす可能性があるとき。
    - (iv) 当該緊急事態の性質並びに国家的に重大な被害の性質及び深刻さに鑑み、当該宣言を行うことが適切であるとき。
  - (d) 緊急事態管理に関する理由により、一又は二以上の国家緊急事態法の適用において、当該宣言を行うことが望ましいとき。
- (2) 総督が緊急事態に関し国家緊急事態宣言を行う前に、首相は、当該緊急事態が国家的に重大な被害をもたらし、もたらしつつあり、又はもたらす可能性があるとして自ら認めた各州又は各準州（存在する場合）の政府と、協議しなければならない。
- (3) 次のいずれかに該当する場合には、前項の規定は、首相に州又は準州の政府と協議することを求めるものではない。
- (a) 州又は準州の政府が、第 1 項 c 号 (i) により国家緊急事態宣言を行うことを要請したとき。
  - (b) 首相が、〔州又は準州の政府が国家緊急事態宣言を要請〕することは不可能と認めるとき。

「国家緊急事態宣言の要件」

- (4) 国家緊急事態宣言は、次に掲げる〔要件を満たさ〕なければならない。
- (a) 書面により行われること。
  - (b) 次に掲げる事項を明記すること。
    - (i) 当該宣言が関係する緊急事態
    - (ii) 当該緊急事態の性質及びその原因となった状況
    - (iii) 当該宣言の有効期間

備考 当該宣言は、第 12 条及び第 13 条により変更される場合がある。

「国家緊急事態宣言の有効期間」

- (5) 前項 b 号 (iii) の適用において定められる期間は、次に掲げる〔要件を満たさ〕なければならない。
- (a) 首相が緊急事態管理の目的に照らし必要と思料する期間を超えないこと。
  - (b) いずれの場合においても、3 か月を超えないこと。

備考 当該期間は、第 12 条により延長することができ、当該宣言は、第 14 条により廃止することができる。

「国家緊急事態宣言は、不承認の対象ではない」

- (6) 国家緊急事態宣言は、委任立法<sup>(38)</sup>であるが、「2003 年立法法」<sup>(39)</sup>第 42 条（不承認）〔の規定〕は、当該宣言には適用されない。

## 第12条 総督は國家緊急事態宣言の有効期間を延長することができる

### 「國家緊急事態宣言延長の条件」

- (1) 首相が次に掲げる条件の全てに該当すると認められた場合には、総督は、書面により、緊急事態に関連する國家緊急事態宣言の有効期間を延長（最長3か月間）するために、〔当該國家緊急事態宣言〕を変更することができる。
- (a) 当該緊急事態（オーストラリア国内又は国外のいずれ〔で発生した〕かを問わない。）が、最近発生し、又は発生しつつあるとき。
- (b) 当該緊急事態が、オーストラリア国内又は同国の沖合域において国家的に重大な被害をもたらし、もたらしつつあり、又はもたらす可能性があるとき。
- (c) 次のいずれかに該当するとき。
- (i) 当該緊急事態が国家的に重大な被害をもたらし、もたらしつつあり、又はもたらす可能性のある各州及び各準州の政府が、〔有効期間の〕延長を、書面により要請したとき。
- (ii) 当該緊急事態のため、本号(i)により要請を行うことが不可能なとき。
- (iii) 当該緊急事態が、連邦の利益に影響を及ぼし、及ぼしつつあり、又は及ぼす可能性があるとき。
- (iv) 当該國家緊急事態の性質並びに国家的に重大な被害の性質及び深刻さに鑑み、当該期間の延長が適切であるとき。
- (d) 緊急事態管理に関する理由により、一又は二以上の國家緊急事態法の適用において、当該宣言が、より長い期間有効であることが望ましいとき。
- (2) 総督が國家緊急事態宣言の有効期間を延長するために〔当該國家緊急事態宣言を〕変更する前に、首相は、次に掲げる機関と協議しなければならない。
- (a) 國家緊急事態宣言の要請が、第11条第1項c号(i)により行われた場合—当該要請を行った各州及び各準州の政府
- (b) 第11条第2項により協議が行われた各州及び各準州の政府
- (c) 首相が、当該緊急事態は国家的に重大な被害をもたらし、もたらしつつあり、又はもたらす可能性があるとして認め、各州及び各準州（存在する場合）の政府
- (3) 首相が、州又は準州の政府と〔協議することが〕不可能であると認められた場合には、前項の規定は、首相に当該協議を行うことを求めるものではない。

### 「期間は一回以上延長することができる」

- (4) 総督は、第1項により、國家緊急事態宣言の有効期間を一回以上延長するために〔当該國家緊急事態宣言〕を変更することができる。ただし、各延長期間は、3か月を超えてはならない。

(38) 「委任立法 (legislative instrument)」は、「連邦立法管理簿 (Federal Register of Legislation)」に「関連法令により権限を付与された個人又は団体 (body) によって制定された、詳細事項に関する法規」と説明され、規則 (regulation)、命令 (rule)、決定 (determination) などが例示されている。“Federal Register of Legislation: Legislative instruments.” Australian Government website <<https://www.legislation.gov.au/legislative-instruments>> また、高橋和之ほか編集代表『法律学小辞典 第5版』有斐閣、2016、p.32には、「法律の委任に基づいて立法府（議会）以外の機関が法規を制定すること、又はこのようにして制定された法規をいう。」との解説がある。

(39) Legislation Act 2003, No.139, 2003. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A01224/latest/text>> 同法第42条には、連邦議会の上下両院は、委任立法に対して不承認とすることができ、不承認となった委任立法は、効力を停止することが規定される。等雄一郎「オーストラリア連邦議会の行政統制と議会予算局の新設」『外国の立法』No.255, 2013.3, p.192. <<https://doi.org/10.11501/8111653>>

「[有効期間の] 変更は、不承認の対象ではない」

- (5) 第1項により行われた変更は、委任立法であるが、「2003年立法法」第42条（不承認）[の規定] は、当該変更には適用されない。

### 第13条 総督は、国家緊急事態宣言のその他の側面 [aspect] を変更することができる

- (1) 首相が次に掲げる条件の全てに該当すると認めた場合には、総督は、書面により、緊急事態に関連する国家緊急事態宣言のその他の側面を変更することができる。

- (a) 当該緊急事態（オーストラリア国内又は国外のいずれ [で発生した] かを問わない。）が、最近発生し、又は発生しつつあるとき。
- (b) 当該緊急事態が、オーストラリア国内又は同国の沖合域において国家的に重大な被害をもたらし、もたらしつつあり、又はもたらす可能性があるとき。
- (c) 次のいずれかに該当するとき。
- (i) 当該緊急事態が国家的に重大な被害をもたらし、もたらしつつあり、又はもたらす可能性のある各州及び各準州の政府が、書面により、[国家緊急事態宣言の] 変更を要請したとき。
- (ii) 当該緊急事態のため、本号 (i) により要請を行うことが不可能なとき。
- (iii) 当該緊急事態が、連邦の利益に影響を及ぼし、及ぼしつつあり、又は及ぼす可能性があるとき。
- (iv) 当該国家緊急事態の性質並びに国家的に重大な被害の性質及び深刻さに鑑み、当該宣言の変更が適切であるとき。
- (d) 緊急事態管理に関する理由により、一又は二以上の国家緊急事態法の適用において、当該宣言を変更することが望ましいとき。

- (1A) 総督が前項により国家緊急事態宣言を変更する前に、首相は、次に掲げる機関と協議しなければならない。

- (a) 国家緊急事態宣言の要請が、第11条第1項c号 (i) により行われた場合—当該要請を行った各州及び各準州の政府
- (b) 第11条第2項により協議が行われた各州及び各準州の政府
- (c) 首相が、当該緊急事態は国家的に重大な被害をもたらし、もたらしつつあり、又はもたらす可能性があるとして認めた、各州及び各準州（存在する場合）の政府

- (1B) 首相が、州又は準州の政府と [協議することが] 不可能であると認めた場合には、前項の規定は、首相に当該協議を行うことを求めるものではない。

- (2) 総督は、第1項により、国家緊急事態宣言を一回以上変更することができる。
- (3) 第1項により行われた変更は、委任立法であるが、「2003年立法法」第42条（不承認）[の規定] は、当該変更には適用されない。

### 第14条 総督は、国家緊急事態宣言を廃止することができる

- (1) 首相が、あらゆる状況において [国家緊急事態宣言を廃止することが] 適切であると認めた場合には、総督は、書面により当該宣言を廃止することができる。
- (2) 前項により行われた廃止は、委任立法であるが、「2003年立法法」第42条（不承認）[の規定] は、当該廃止には適用されない。

### 第14A条 国家緊急事態宣言の見直し

[連邦議会] 上院法務及び憲法問題常任委員会又は上院の決議に基づき設置されたその他

の委員会は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (a) 国家緊急事態宣言が行われた日の 1 年後までに、第 11 条により行われた各宣言の見直しを開始すること。
- (b) 当該見直しの完了後、可及的速やかに、委員会の検討結果を上院に報告すること。

### 第 3 章 国家緊急事態における行政〔手続〕上の要件〔administrative requirements〕の変更

#### 第 15 条 大臣は国家緊急事態において行政〔手続〕上の要件を変更することができる 〔関連事項に関し影響を受ける条項を変更する権限〕

(1) 本条は、次〔に掲げる〕事項（〔関連事項〕〔relevant matter〕）のいずれかを要求し、又は許可する連邦法の条項（〔影響を受ける条項〕〔affected provision〕）に関して適用される。

- (a) 書面による情報の提供
- (b) 個人の署名
- (c) 個人による文書の提出
- (d) 情報の記録
- (e) 文書又は情報の保有〔retention〕
- (f) 署名の立会い
- (g) 証人による事項の証明
- (h) 個人の身元の確認
- (i) 文書の認証〔attestation〕
- (j) 連邦の省庁〔Department, agency or authority of the Commonwealth〕に対する事項の報告又は通知

備考 本条は、一部の影響を受ける条項には適用されない（第 8 項参照）。

(2) 国家緊急事態宣言が効力を有する場合には、影響を受ける条項に責任を有する大臣は、当該条項が関連事項に関係する限りにおいて、委任立法により、次に掲げる事項を決定することができる。

- (a) 影響を受ける条項が、当該決定で定められた期間に関して、当該決定で定められたとおり変更されること。
- (b) 影響を受ける条項が、当該決定で定められた期間に関して適用されないこと。
- (c) 影響を受ける条項が、当該決定で定められた期間に関して適用されず、代わりに、当該決定で定められた別の条項が適用されること。

(3) 前項による決定は、〔同項の規定の趣旨〕に従い効力を有する。

〔決定を行うことに関する要件〕

(4) 影響を受ける条項に責任を有する大臣が、次のいずれにも該当しないと認めた場合には、当該大臣は、影響を受ける条項に関し、第 2 項による決定を行ってはならない。

- (a) 当該決定が、国家緊急事態宣言が関係する緊急事態に関する状況に対応するものであること。
- (b) 当該決定を行うことが、国民又は国民の一部にとり利益となること。

(5) 当該決定は、関連する国家緊急事態宣言を明示しなければならない。

〔決定の変更及び廃止〕

- (6) 責任を有する大臣が第2項により決定を行う場合には、当該責任を有する大臣は、委任立法により、当該決定を変更し、又は廃止することができる。

「決定の有効期間」

- (7) 第2項による決定は、次に掲げる期間有効である。
- (a) 当該決定に定められた日（当該決定が行われた日より早い場合もあり得る。）に開始し、
  - (b) 次に掲げる日のうち最も早い日に終了する。
    - (i) 当該決定が、効力を失う日を定めている場合—その日の開始時
    - (ii) 当該決定が廃止される場合—当該廃止が効力を生じる日の終了時
    - (iii) 当該決定が関係する国家緊急事態宣言が効力を失う日の開始時

「本条は、特定の法律には適用されない」

- (8) 本条は、次に掲げる法律の条項には適用されない。
- (a) 「1914年刑法」第IAA章、第IAAA章、第IAAC章、第IAB章、第IAC章、第IC章又は第ID章
  - (b) 「2002年オーストラリア犯罪委員会法」<sup>(40)</sup>
  - (c) 「1979年オーストラリア連邦警察法」<sup>(41)</sup>
  - (d) 「1979年オーストラリア治安情報機関法」<sup>(42)</sup>
  - (e) 「2001年情報機関法」<sup>(43)</sup>
  - (f) 「2004年監視機器法」<sup>(44)</sup>
  - (g) 「1979年電気通信（傍受及びアクセス）法」<sup>(45)</sup>
  - (ga) 「1997年会計検査院長法」<sup>(46)</sup>
  - (gb) 「2001年オーストラリア証券投資委員会法」<sup>(47)</sup> 第14章
  - (gc) 「2011年人権（議会審査）法」<sup>(48)</sup>
  - (gd) 「1986年情報保安総括監察官法」<sup>(49)</sup>
  - (ge) 「2022年国家汚職防止委員会法」<sup>(50)</sup>
  - (gf) 「1976年オンブズマン法」<sup>(51)</sup>
  - (gg) 「2010年法執行に関する両院合同委員会法」<sup>(52)</sup>

---

(40) Australian Crime Commission Act 2002, No.41, 1984. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A02905/latest/text>>

(41) Australian Federal Police Act 1979, No.58, 1979. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A02068/latest/text>>

(42) Australian Security Intelligence Organisation Act 1979, No.113, 1979. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A02123/latest/text>>

(43) Intelligence Services Act 2001, No.152, 2001. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A00928/latest/text>>

(44) Surveillance Devices Act 2004, No.152, 2004. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A01387/latest/text>>

(45) Telecommunications (Interception and Access) Act 1979, No.114, 1979. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A02124/latest/text>>

(46) Auditor-General Act 1997, No.151, 1997. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A05248/latest/text>>

(47) Australian Securities and Investments Commission Act 2001, No.51, 2001. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A00819/latest/text>>

(48) Human Rights (Parliamentary Scrutiny) Act 2011, No.186, 2011. <<https://www.legislation.gov.au/C2011A00186/latest/text>>

(49) Inspector-General of Intelligence and Security Act 1986, No.101, 1986. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A03342/latest/text>>

(50) National Anti-Corruption Commission Act 2022, No.88, 2022. <<https://www.legislation.gov.au/C2022A00088/latest/text>>

(51) Ombudsman Act 1976, No.181, 1976. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A01611/latest/text>>

(52) Parliamentary Joint Committee on Law Enforcement Act 2010, No.128, 2010. <<https://www.legislation.gov.au/C2010A00128/latest/text>>

- (gh) 「1946 年議事放送法」<sup>(53)</sup>
- (gi) 「1951 年公会計及び会計監査委員会法」<sup>(54)</sup>
- (gj) 「1969 年公務委員会法」<sup>(55)</sup>
- (h) 本項の適用において規則により規定される連邦法又は連邦法の条項<sup>(56)</sup>

「責任を有する大臣の意味」

- (9) 本条の適用において、影響を受ける条項に「責任を有する大臣」[responsible Minister] とは、次に掲げる者をいう。
  - (a) 当該影響を受ける条項が法律の条項の場合—当該法律を執行するいずれかの大臣
  - (b) 当該影響を受ける条項が法律により制定された法律的文書<sup>(57)</sup> [instrument] の条項の場合—当該法律的文書制定の [根拠となった] 法律 [enabling legislation] (「2003 年立法法」で使用される意味<sup>(58)</sup> [と同じ意味を有する。]) を執行するいずれかの大臣。

## 第 4 章 その他の事項

### 第 16 条 緊急事態管理情報の提供

- (1) 本条は、国家緊急事態宣言が効力を有する場合に適用される。
- (2) 首相は、国家緊急事態宣言が関係する緊急事態に備え、対応し、又は [当該緊急事態から] 復旧する目的のため、指定された情報を首相に提供することを、書面による通知により、連邦機関 [Commonwealth entity] の責任者<sup>(59)</sup> [accountable authority] に要求することができる。
- (3) 前項 [の規定] を制限することなく、情報は、次に掲げる事項に関するものとすることができる。
  - (a) 連邦機関が保有し、又は利用可能な医薬品又はその他の必需品の備蓄
  - (b) 連邦機関が保有し、又は利用可能な資産又はその他の資源
  - (c) 連邦が取り得る行動に関する選択肢又は勧告
- (4) 第 2 項による通知には、情報が提供されなければならない期間を明記しなければならない。
- (5) 本条は、連邦の他のいかなる法律にかかわらず効力を有する。
- (6) 本条において、[次のとおり定義する。]

(53) Parliamentary Proceedings Broadcasting Act 1946, No.20, 1946. <<https://www.legislation.gov.au/C1946A00020/latest/text>>

(54) Public Accounts and Audit Committee Act 1951, No.60, 1951. <<https://www.legislation.gov.au/C1951A00060/latest/text>>

(55) Public Works Committee Act 1969, No.92, 1969. <<https://www.legislation.gov.au/C1969A00092/latest/text>>

(56) 「2020 年国家緊急事態宣言規則 (National Emergency Declaration Regulations 2020. <<https://www.legislation.gov.au/F2020L01640/latest/text>>) 第 5 条に、「2010 年オーストラリア情報コミッショナー法 (Australian Information Commissioner Act 2010, No.52, 2010. <<https://www.legislation.gov.au/C2010A00052/latest/text>>)」、 「1982 年情報自由法 (Freedom of Information Act 1982, No.3, 1982. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A02562/latest/text>>)」、 「1988 年プライバシー法」 (op.cit.(29)) が規定されている。

(57) 「委任立法」 (前掲注 (38) 参照) や「告知文書 (notifiable instrument)」がある。後者は、「2003 年立法法」 (前掲注 (39)) 第 11 条に規定される。法律で特定の役職等の指名を文書 (instrument) により行うよう規定されている場合、当該文書が「告知文書」の典型例である。委任立法とは異なり、議会による「不承認」の対象とはならない。吉本紀「【オーストラリア】立法法の制定」『外国の立法』 No.265-2, 2015.11, p.23. <<https://doi.org/10.11501/9531509>>; “Notifiable instruments,” Federal Register of Legislation. <<https://www.legislation.gov.au/notifiable-instruments>>

(58) 「2003 年立法法」 (前掲注 (39)) 第 4 条において、「enabling legislation」は、「委任立法又は告知文書の制定を認める第一次法」と定義される。

(59) 後掲注 (60)

「責任者」とは、「2013年連邦政府ガバナンス・業績評価・説明責任法」<sup>(60)</sup>におけるものと〔同じ〕意味を有する。

「連邦機関」とは、「2013年連邦政府ガバナンス・業績評価・説明責任法」におけるものと〔同じ〕意味を有する<sup>(61)</sup>。

#### 第17条 国家緊急事態法に基づく権限の行使等に関する報告

- (1) 本条は、次の全てに該当する場合に適用される。
  - (a) 国家緊急事態宣言が行われているとき。
  - (b) 当該宣言の目的のために、国家緊急事態法により権限が行使され、又は職務が遂行されているとき。
- (2) 国家緊急事態法の執行に責任を有する大臣は、当該権限の行使又は職務の遂行に関する報告書を作成し、この法律〔国家緊急事態宣言法〕を執行する大臣に提出しなければならない。
- (3) 当該報告書には、次に掲げる事項に関し詳細〔な内容〕を記載しなければならない。
  - (a) 当該報告書が関係する国家緊急事態宣言
  - (b) 当該報告書が関係する国家緊急事態法
  - (c) 国家緊急事態法に基づき行使された権限又は遂行された職務
  - (d) 本項の適用において規則により規定されたその他の事項
- (4) 報告書は、次に定めるとおり提出されなければならない。
  - (a) b号が適用されない場合—国家緊急事態宣言が効力を失った後可及的速やかに〔提出する〕。
  - (b) 第12条により国家緊急事態宣言が延長され、又は更に延長された場合
    - (i) 当該宣言が効力を有してから3か月以内〔に提出する〕。
    - (ii) 当該宣言が引き続き効力を有する3か月（又はその一部）ごとの期間〔内に提出する〕。
- (5) この法律を執行する大臣は、報告書受領後可及的速やかに、連邦議会の各議院に報告書の写しを提出させなければならない。
- (6) 第3項〔の規定〕にかかわらず、報告書には、大臣が次のいずれかに該当すると認めた情報を含めてはならない。
  - (a) 商業的に機密性の高い〔情報〕
  - (b) 国家安全保障に影響を与える〔情報〕
  - (c) 本項の適用において規則により規定された種類の情報

(60) Public Governance, Performance and Accountability Act 2013, No.123, 2013. <<https://www.legislation.gov.au/C2013A00123/latest/text>> 同法第12条第2項に規定されており、連邦の省の場合は、同省次官、連邦議会の事務部門（Parliamentary Department. 次の部局で構成される。上院部（Department of the Senate）、議会サービス部（Department of Parliamentary Services）、下院部（Department of the House of Representatives）、議会予算局（Parliamentary Budget Office.）の場合は、上院部長（Clerk of the Senate）、議会サービス部長（Secretary of the Department of Parliamentary Services）、下院部長（Clerk of the House of Representatives）、議会予算局長（Parliamentary Budget Officer）がそれぞれ「責任者」となる。“Parliamentary departments.” Parliament of Australia website <[https://www.aph.gov.au/About\\_Parliament/Parliamentary\\_departments](https://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_departments)>; Parliamentary Service Act 1999, No.145, 1999, section 7. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A00536/latest/text>>

(61) 「2013年連邦政府ガバナンス・業績評価・説明責任法」第10条第1項及び第2項に、連邦の省、連邦議会の事務部門、連邦法により設立された法人等が挙げられている。ただし、連邦最高裁判所（High Court）及び将来基金運営理事会（Future Fund Board of Guardians. 「将来基金」は、高齢化に伴う老齢年金の将来需要に備えるため、「2006年将来基金法（Future Fund Act 2006, No.12, 2006. <<https://www.legislation.gov.au/C2006A00012/latest/text>>）」に基づき設立された。）は除外される。



## 第 18 条 この法律の運用の見直し

[連邦議会] 上院法務及び憲法問題常任委員会又は上院の決議に基づき設置されたその他の委員会は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (a) この法律の施行後速やかに、当該法律の運用の見直しを開始し、2021 年 6 月 30 日までに委員会の検討結果を上院に報告すること。
- (b) この法律の施行日の 5 年後までに、当該法律の運用の見直しを開始し、当該見直しの完了後可及的速やかに、委員会の検討結果を上院へ報告すること。

## 第 19 条 規則

総督は、次の事項を規定する規則を制定することができる。

- (a) この法律により規定することが求められ、又は許可される [事項]
- (b) この法律を施行し [carrying out]、又は効力を生ずる [giving effect] ため、規定することが必要な又は有用な [事項]

(うちうみ かずみ)